

平成29年2月15日

経済産業大臣
世耕 弘成 殿

消費経済審議会
会長 山本 豊



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（答申）

平成29年2月10日付け20170117商第8号をもって当審議会に
諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律の趣旨に鑑み妥当
であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象
として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を
規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第2（第5条、第5条の2
関係）の改正を行うことについて

対象となる業務

仮想通貨交換業者が行う仮想通貨交換業

(情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(平成28年法律第62号)による改正後の資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第2条第7項)